

○追手門学院大学内部推薦入試スポーツコース入学生奨学金規程

2013年9月9日

制定

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学内部推薦入試におけるスポーツコースからの入学生に対し、奨学金として入学金免除及び授業料の一部を免除し、大学に係るスポーツ振興に寄与すること及び内部進学を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学内部推薦入試スポーツコース入学生奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を追手門学院内部推薦入試スポーツコース入学奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資格)

第3条 奨学生は、次の各号の条件を満たしている者でなければならない。

- (1) 1年生は、追手門学院大学内部推薦入試において高等学校のスポーツコースから専願で受験し、本学が定める入学手続きを行い、入学が決定し女子ラグビー部又は女子サッカー部に入部する者。
- (2) 2年生以上は、前号に掲げる者のうち、前年度において顕著な活動実績を挙げ、他の学生の模範であると所属するクラブの部長及び指導者から推薦を受けた者。
- (3) スポーツ活動において次のいずれかに該当する活動実績を挙げた者。
 - 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選手権大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会等の全国大会に出場した者。
 - 都道府県選抜チームに選ばれた者。
 - 都道府県単位以上の規模の大会（近畿地区大会等）に出場した者。
 - 都道府県大会に出場し、4位以上の成績を上げた者。
 - 上記と同等以上の実力を有していると認められる者。
- (4) 人物が、学生としてふさわしく他の学生の模範となる者。

(申請)

第4条 奨学金を受けようとする者は、高等学校長の推薦を受けて発行する「内部推薦入試スポーツコースに係る入学金免除及び奨学金の給付申請書」（所定用紙）を出願時まで学生支援課に提出しなければならない。

2 2年生以上は、所属するクラブの部長及び指導者が、前年度の12月中に推薦書を学生

支援課に提出しなければならない。

(選考)

第5条 奨学生の選考は、1年生は高等学校長、2年生以上は所属するクラブの部長及び指導者の推薦を受け、学生支援委員会にて審査を行い、学長がこれを決定する。

(金額、期間及び支給)

第6条 入学金は全額免除とする。

2 奨学金は給付制で当該年次の年間授業料相当額、半期授業料相当額のいずれかとする。

3 奨学金の支給方法は次のとおりとする。

(1) 入学金及び1年生の春学期授業料相当額は、入学時納付金から減免する。

(2) 2年生以上の春学期及び秋学期授業料相当額は、各学期授業料等納付金から減免する。

(採用人数)

第7条 採用人数は、原則として年間授業料相当額給付生2名までとする。ただし、年間授業料相当額2名分の金額の範囲内で、半期授業料相当額に振り分けて採用することができる。

(他の奨学金との重複)

第8条 奨学生がその資格を有する期間、他の奨学金との重複受給については、次のとおりとする。

1 桜みらい奨学金及び教育後援会給付奨学金と重複して受給することはできない。

2 家族学費減免特例措置と重複して受給することができる。ただし、合計受給額が年間授業料相当額を超えることはできない。

3 国の高等教育修学支援制度による減免の重複受給について次の通り定める。なお、同支援制度による給付奨学金に受給制限はないものとする。

(1) 授業料

本奨学金により年間授業料相当額給付として採用される場合は、国の高等教育修学支援制度による減免を適用することはできない。半期授業料相当額給付として採用される場合は、本奨学金による支援と本学の年間授業料相当額との差額を上限として、国の高等教育修学支援制度による減免を適用することができる。

(2) 入学金

本奨学金により入学金全額を支援するため、国の高等教育修学支援制度による減免を適用することはできない。

4 前各項以外の奨学金等との重複受給は、当該奨学金等の規定によるものとする。

(異動)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学したとき
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき
- (3) 奨学金を辞退するとき

(失格)

第10条 奨学生が、給付年度内において、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学、退学、除籍又は入学を辞退したとき
- (2) 所属するクラブに関係なく留学したとき
- (3) 別表の通算学業成績最低基準単位数に満たないとき
- (4) 所属するクラブを休部、退部したとき
- (5) 追手門学院大学学則第64条及び追手門学院大学学生懲戒処分規程により処分を受けたとき
- (6) 奨学金を辞退したとき
- (7) 在籍期間が4年を超えたとき
- (8) その他奨学生として不適当と認められたとき

(返還)

第11条 奨学生が、給付年度内において、前条のいずれかに該当する場合、又は奨学金の受給が不適当と認められる場合には、入学金全額及び奨学金の全額又は一部の額の返還を遡って求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金を一括して返還しなければならない。

(所管)

第12条 この規程の奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行し、2014年4月1日入学者から適用する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。

(別表)

通算学業成績最低基準単位数

学年	春学期	秋学期	計	通算
1年	10	12	22	22
2年	14	14	28	50
3年	16	18	34	84